

市民協働条例調査特別委員会

(平成24年10月29日)

○ 杉浦 貴委員長

それでは、時間となりましたので、今、お二方、少しちょっと確認をしていただいておりますのでまだお見えになっておりませんが、始めさせていただきたいと思います。

何度か私自身この委員会を欠席しているような状態で、まことに申しわけないと思っております。きょうはこの委員会をさせていただきたいと思っております。

それで、きょうの資料ですけれども、前回までのまとめと、それから促進条例の案、資料1、2、3という形で出させていただいてあります。資料1のほうが、20の日に皆様からいろいろご意見をいただいたものを羅列してあるような、そんなものでございます。

きょうの進め方なんですけれども、資料3の12条から15条までの一番コアのところ、意見がたくさん出るところ、重要な部分についてのところを前回に引き続いてご意見をいただきながら、コンクリートできるものについてはコンクリートしながら、再度、議論をさせていただきたいなというふうに思っております。

一応、資料1の部分については、例えば、活動拠点についてであるとか、それから財政支援についてとか、そういったことについてあるいは委員会についてのいろんな意見等を出させていただいてありますのでそれも参考にさせていただきたいと思っておりますけれども、この12条から15条までについての条文について、コアのところの意見を再度確認やら議論しながら決められるべきところは決めていきたいと思っております。

この四つ、12条から15条までの四つがコンクリートできれば、中身については具体的なことでいろんな細かい話もできると思っておりますけれども、一応、条文的なものをコンクリートできれば進み方がすごい早くなっていくんだろうというふうに思っておりますので、できましたら、きょう、コンクリートできるものであれば全部やりたいなと思っておりますし、できなければ次回にということになりますけれども、ぜひともよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、12条のところから、またちょっと重なるところがあるかわかりませんが、見ていきたいと思っております。

この12条については、前回のお話し合いの中身を事務局等からお聞きしましたら、いわゆる2段階というか、届け出制と、それから案件のところについての審査についてというか、案件検査やら団体審査みたいところは市の申請やら申し込みやら、いろんな条件の

ところで決定していくというような形でしたらいいのではないかとというようなご意見があるやに聞いておるんですけれども、そこらあたりから入りたいというふうに思っておりますので、登録制度からまずいきたいと思うんですけど、特に問題がなければこの条文で、何か加えることもあれですけれども、いけたらなと思っております。このあたりについて、いかがでしょうか。二つぐらい、この登録制度のところについてはご意見を出していただいているようでございますけれども。

では、12条の中で届け出制度を設けるということは書いてあるわけですがけれども、2の市民活動団体、これは、規則で定める要件を備えることにより市に届けを出すことができるという、ここのところのあたり、いわゆる案件、それから団体の審査みたいなものがどのような形で実行性を持つかというようなこととつながってくると思うんですけど、そのあたりはいかがですかね。

○ 芳野正英委員

ちょっと大分前やったので思い出しながら見ていたんですけど、1点は、ここの修正案のところの条文の前の表記ですけど、これ、団体等の登録制度という形になってはいますがけれども、登録にするか届け出にするかもちょっと議論をしたところもありまして、ここで、前の話では、届け出というのは入り口であって、浅く誰でも入って、実際の財政的支援のところできっちり審査をしようというような形に、私の中では落ち着いたのかなと思って整理をしておったものですから、ここは団体等の届け出制度というふうに改めていただいて、そこは規則等々で細かい案件をするにしても、条文上はここを届け出制度に改めていただいて、そこですれば整理はできたのかなという、委員会の中でも整理はできたのかなと思ったんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

今のお話、とってもわかりやすいお話で、案件検査と資格審査みたいなものが別途できちっと担保できれば、ここの団体についての登録制度を届け出制度というような形に変えて、こういう形で表現するというか、これで十分ではないかというようなお話かと思うんですけれども、いかがですかね。

○ 小林博次委員

前回、そうやって整理された。

○ 杉浦 貴委員長

前回、もう整理されているということで。

○ 小林博次委員

確認だけです。

○ 杉浦 貴委員長

それじゃ、すみません、12条の1、2についてはこのままで、その登録制度のところだけ届け出制度ということでとりあえずコンクリートさせていただくと、12条については、それで、よろしいですかね。

また後で、別に修正がもうきかないということはございませんで、とりあえず仮決めしながら前へ進んでいくということで、それじゃ、そんなことで、ひとつ、12条についてはよろしくをお願いします。

また、何かございましたらご提案いただきたいと思います。

それでは、次の13条の活動拠点の整備、ここでもございますけれども、非常に簡単な、市民協働活動のために拠点となる施設の充実を図るものとするというようなことで、前の文から見ると、無償でとか使用料をどうのこうのというような、そういうところを削ってあるような、そんなものですがけれども、必要十分みたいな余計なことは書かないというようなことで、これはこれでいいのかなというふうには思いますけれども、出元の……。

○ 小林博次委員

13、14、15は、大体こんな方向で前回確認したので。

○ 杉浦 貴委員長

そうですか。私は、ひょっとしてダブってやっている感じですか。

○ 豊田政典委員

13ですけれども、今までの議論で個別の団体の活動拠点をサポートするのか、あるいは、それは必要なくて、活動センターのようなものを統括する、それにとどめるべきじゃないか、この意見にも出てきますけど、そこがこれでははっきりしないので統一したほうがいいと思います。

○ 杉浦 貴委員長

この施設の意味合いというか……。

○ 豊田政典委員

拠点の意味合いね。施設の意味合い。

○ 杉浦 貴委員長

資料1の拠点整備のところにもございますが、活動拠点というような、曖昧だというようなことで、活動支援センターみたいなイメージでどうですかという、そこだけちょっと絞っておこうと、施設の意味合いを。これはイメージとしては、豊田委員、すみません、なやのああいうセンターみたいなのをイメージされているということによろしいですか。

○ 小林博次委員

さまざまな市民運動が、それこそ1年に二、三回しか活動せん人たちも含めて、どこの誰が何をするのかわからんとあかんからとりあえず届けをして、その人たちの活動拠点がそういう仰々しいところでなくても、あるいは全く拠点を持たないかもわからん。だから、そのセンターみたいなという位置づけにするとかなり重くなってしまって、ちょっと意味合いがずれると思うんやけど、個人のうちの場合もあるやろうし、なやのセンターを借りるときもあるやろうし、さまざまところが拠点となる、その団体の活動拠点と。だから、センターみたいなというのは、もし、あればなやの市民センター、活動センターを拠点として使うと、こういうことになると思うんやけど。

だから、ここら辺はとりあえずは玉虫色で、どんな活動がどんな拠点があるのかわからんから、とりあえず活動する中で必要なら整備していくような、そんなことにならへんのかなと思うんやけど、このあたり、13条はね。

○ 杉浦 貴委員長

これでいいんじゃないかということですね。

○ 小林博次委員

難しくやってしまうと、なかなか実現が難しくならへんかなと。

○ 杉浦 貴委員長

限定してしまうと、かえってやりづらいかという。

○ 豊田政典委員

今までの議論ですけれども、2種類あるということで、一つは統括的なセンターのようなものは要るよねというのは大体同意やと思うんですよ。個別の団体の拠点に補助を出すかどうかという議論があって、結論が出たかどうかちょっと覚えていないんですけど、個別に出すとすると、例えば、自治会も含めたりすると、自治会は既に持っていたり、集会所補助金制度があるじゃないですか。そこの整合性がとれないという議論があったと思うんです。だから、いっそのことというよりも拠点整備については、個別については必要ないんじゃないかという意見は、まとまったかどうか覚えていないんですけど、僕はそういうふうに申し上げたし、今もそう思っているんです。

だから、それははっきりしないとどこまでこの条例が網羅するかというところですから、まとまっていればいいし、まとまっていないようであるので集約して書き込まないと曖昧やし、センターを設置するということは同意できれば、やっぱりそれは、名前は別にしても、統括的な場所があるんだよというのはどこかに書かなあかんと思うんですけどね。同じ拠点ですけれども、言葉は同じですけど。

○ 杉浦 貴委員長

豊田委員、ちょっと一つ教えてほしいんですけども、対象は全てですよ。要は自治会の関係からボランティアに至るまでの全部を対象とした施設という、そういうことではないんですよ。

○ 豊田政典委員

ごく曖昧で、記憶が曖昧で申しわけないですけども、要するに、一番最初に議論していたどこまでカバーするかは自治会が含まれるのかどうかというところですよ。

○ 杉浦 貴委員長

レベルというか、届け出制にしたので誰でもオーケーの状態にしたということは、受け入れる場所というのも限定するよりも、やっぱりどっちかというところを広げるような方向で考えざるを得へんのかなということになると、施設というのがどういうふうになっておればええのかな、なんていう感じがしたので、今ちょっと、わからへんようになったのでちょっとお聞きしたんですけど、対象は要は個別のものからそういうがちとしたものまでに対するセンターみたいな感じなんですかね、やっぱり。

○ 豊田政典委員

イメージはそうですけど、自治会を入れるかどうかで決まったんですけど。

○ 加納康樹委員

自治会を入れる云々という話になると、もう全体のところの市民活動団体では地縁団体等も入っているので、それは入っているんだろうなということだと思います。

ただ、豊田さんは常々この辺の拠点整備のところ、その辺を絡めてご心配にはなっていらっしゃるようなんです、そここのところは小林委員がおっしゃったように、ある程度、せつかく前にあったものから緩くしたことを考えると、そこまで細かいところを規定していくということは余り皆さん意識していないのではないのかなというふうにも、私自身はそう思っていますが。確かに、まだ、あんまりきちっとその辺が委員の全員で合っていないような感じはしていますけれども。こういうふうな形の整備の13条にしたからには、ある程度広く緩くという形にしておくのでいいのではないのかというのが合意点なのかなというふうには思っていますが。

○ 豊田政典委員

自治会を入れるかどうか曖昧なんですけど、まあ、ここの話をすれば、さっきも言ったように、一つは網羅する団体全てに対しての拠点センターみたいなやつの議論は一つあったんですよ、ありましたよね。そういうのはなやプラザみたいなイメージなんですけど、

それは一つ。そのことが同意できていればそう書くべきだと思うんです、名前は別にしてね。市民協働センターみたいなことだね。

それと、もう一個は、原案にあったような各団体の拠点についての支援をするかどうかという議論があると思うんですよ。原案では、するような内容だったと思うんですけども、それについては、やるかやらんかですから、意見集約して、やるなら書くべきだし、修正案と似たような感じですが、読めるような内容でいいと思うんですけども、やらないなら消すべきだと思うという議論をしておったと思うんですよ。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 芳野正英委員

確かに、まだ、この辺の議論はしていなかったかなというところもあるんですけど、ただ、ざっとした全体の対応としては、ここでいう修正案の活動の拠点というのはセンター的な機能と、あとは自治会においても今ある集会所の施設補助金なんかの要は条文上の裏づけをここへ持ってくるというやり方でもいいのかなと思っているんですね、僕は。

要はあとはNPOとかの個別の活動拠点の支援まで持っていくかというところだと思うんですけど、そこはちょっとさすがにまだこの段階で、自治会の場合は各地域に一つで、かつ防災拠点にもなるということでの財政支援というのがあってもいいんですけど、個別のNPOまでの拠点の整備を公がやるかというところまでは、まだ、踏み込まなくていいのかなと思っているんです。

だから、そこは除いて、むしろ財政的支援からもそこは出していけるので、そういう形で、だからこそ原案のときは土地及び施設を無償で提供と踏み込んでいたところは一步後退をして考えるということで、私はこっちの現行案に移したときにそういうふうに分の中では整理はしたんですけどね。多分、それは皆さん大体統一しているのかなと思っています。余り議論しなかったんですけど、どうですかね。

○ 豊田政典委員

議論をしていないと言わると、議論されていないとすれば、13条って、素朴に読めば個別ですよ、やっぱり。というか、曖昧ではいけないと思うんですけど、わかりにくいです

よね。そこは簡単な話ですから、やるかやらんか決めて、書くか書かんか決めたほうがええん違うかなと思うけど。

○ 杉浦 貴委員長

この市民協働の活性化のため、拠点の施設の充実を図るということで、どっちがどっちかわからへんやないかみたいな話やということだと思んですけど、どちらともとれるようなやり方というのも、一つの、いやいや、有力な方法であることはもう間違いないというのが、これは個人的な意見ですよ、私の個人的な意見ですけど、が一つと、それから、先ほどちょっと申し上げましたけど、届け出制になったので、非常にハードルが低くなっているいろんな方がいろんな形でできるようになったと。届けるところとか、活動拠点も自治会中心の人は自治会の各センターになるところをお使いになるやろうし、NPOの方なんかやと、例えば、イメージとしたらなやプラザみたいなああいうものがお近くにあればそういうところで活動拠点としてやっていけるような形になればええということからいくと、この施設というのは、各センターが一応形なりにも二十三、四個あるということからいうと、なやプラザみたいな、ああいうイメージのものを設けるみたいなことになっていくようなことではないかと思うのはちょっとあれかな、考え方としてはちょっと偏っていますかね。

○ 中村久雄委員

確かに、前回で、以前の提案より気になる文言を抜いて、活動拠点の整備という中ですっきりされたと思うんですけど、この中でやっぱり豊田さんのおっしゃるようにセンター的ななやプラザをイメージした支援する拠点と、おのおののNPO、自治会もでしょうけれども、NPOの活動拠点という部分にも十分読み取れるので、やっぱりはっきりしたほうがええかなと。

それで、おっしゃるように届け出制度になったというので、ハードルは低くなったと言いますが、実際に事業を出資するのは、僕が理解しているのは、届け出制になってどうい団体でも届けられるけど、それで、支援が行くのはその事業を見て、そこに対して…

○ 杉浦 貴委員長

イエス、ノーがですね。

○ 中村久雄委員

いろんな部分が出てくるので、ここはやはりおのおのの場所は分けたほうがええと思う。だから、活動拠点センターを、支援センターを充実にして、おのおの部分はその事業の中で、その事業を審査する段階で、例えば、なやプラザですから遠い保々とかいうことでこんなんしたいと、ただ、NPOでセンターも借りるのもお金が要るし、場所がないという部分が出てきたんやったら、その事業として場所が必要だよという部分が出てくると思うんね。そういう部分でおのおのNPOの活動拠点は整備して、ここに書く部分では、やはり誤解をされないように、一つ四日市市としてこういう活動支援センターを整備するという部分に変えたほうがわかりやすいかなというふうに思います。

その中で、活動支援センターの仕事として、遠いところでも相談に行くとか、どういうふうにやったらええんか、今こういうことで困っておるんやとかいう部分の支援がそこで仕事として発生すると思うので、その中で解決していくもの、できるかなというふうに思いますので、ここははっきり、ちょっとその辺の誤解がないように活動支援センターとしたほうがいいかなと思います。

○ 杉浦 貴委員長

なるほど、ありがとうございます。

○ 小林博次委員

ここに書いてあるのは、市民活動の活性化のため、活動の拠点となる施設の充実を図ると書いてあるわけやね。だから、なやプラザのようなものの施設の充実を図っていくところ書いてあるわけやね。ここに書いてある文章から理解するものは。ただ、欲しいのは、例えば、変な話、萬古屋で萬古の活性化のためのいくような人たちがお見えになって、この工場の空き部屋をちょっと貸せさと、こんなような活動が実は個々の活動の中ではあり得るわけやね。その支援はこれに書いていないんやけど、本当はそれの支援も書いておいてあげると、どんな支援になるのか、内容は別やけど、要るのかなというふうには思うんやけどね、ここでは、この13条では。

13条では、単純にわかりやすい、なやプラザを支援するよとこう書いてあるだけやで。

読み方によっては、必要ならもっとほかも整備しようかということなんやな、これ。

○ 杉浦 貴委員長

そういう意味にもとれますね。

○ 小林博次委員

その中では、市民センターもあるんやないのという委員長の提案もあったし、でも、それだけではちょっと足りんかなというようには思うんやけど。個々の活動の支援が少しは頭出し、必要かなとは思うんやけどな。

○ 杉浦 貴委員長

ということになると、センターというよりも、やっぱりちょっと施設の幅をもうちょっと広げるようなイメージですかね。そんなことはない。

○ 小林博次委員

実際にはもうなやの活動センターがあるわけやんか。あれが今ちょっと足らんとか、そんなことではないので、もうちょっと活発には使えるわけやから。

○ 杉浦 貴委員長

今現在のセンター、各センターには団体のあれがあって、それでなやプラザがあって、揃っておるといって怒られるけど形としてはあると。それをどのようにしてもっと活発化するという……。

○ 小林博次委員

充実も図っていかなあかんし。

○ 杉浦 貴委員長

充実を図っていくかということ考えてときにこの13条の条文をどうやって書くかというようなことで、今の追認をしながら充実するということやと……。

○ 小林博次委員

これでええわけわ。

○ 杉浦 貴委員長

これでいいんですかね。この書き方として、現状追認の上にこの13条でプラスアルファがきちっとできるというような形になっていくのかな。

○ 小林博次委員

今のやつもやっぱり条例に当てはまるわけやろう、規定はしておかないかんで、それはそれでええんやけど。

○ 杉浦 貴委員長

それはおっしゃるとおりやと思います。

○ 小林博次委員

それで、ちょっと足らんのが個々の活動拠点の支援がちょっと足らんのかなと。

○ 杉浦 貴委員長

この資料1の中で、詳細はもう規則で決めていこうよという、そういうご意見もあって、今のそういう話が詳細の規則のところであえのかどうかという、それで、豊田さんは違ふよという話なんやと思うんですけど、そこらあたり、いかがですかね。

○ 川村高司委員

ちょっとジャーナリズム的というか、問題提起なのか、またひっくり返してしまうかもしれませんが、どうしても自治会というものとNPOというのを一緒の土俵で考えようとする、どうしてもこれはこっちには適応するけど、これはあかんよなというのがどうしても私の中でまだ整理ができていなくて、なので、自治会活動をしていただくのに市民センターを使っていただく、それは無償でやっていただいとかがというのはすごくすつと入ってくるんですけども、片やNPOに対して活動拠点の整備とか、財政的支援とかとなってくると、それはちょっと違うでしょうというふうにはしか、まだ、今の私の頭の整

理では、やはり、その辺が整理がうまいこと……。

○ 杉浦 貴委員長

すっきりしない。

○ 川村高司委員

ええ。これが自治会に限っての話で、話を進めていくとスマートにとんとんと決ま
っていく話が、自治会とどうしてもNPO、NPOが本当にいろんなNPOが存在するも
のですから、その辺の整理というか、その辺、私はちょっと整理がついていませんという、
今の私の考え方。

○ 森 智広委員

私の認識ですけど、財政的支援に関しては事業別で選ばれた組織が担っていくので、登
録だけでは財政支援はないと。拠点の整備に関しては、要は登録だけでも受けられるのか
というところですか。

○ 杉浦 貴委員長

そういうことになるよね。

○ 小林博次委員

つくるんやでさ、そこまで。

○ 川村高司委員

それも、NPOがそれしかやっていないとか限らないですもんね。いろんなことをやっ
ているNPOさんが当然いらっしゃって、その地域も、例えば、この市にとどまらずほか
の市町に対するNPO活動をやってみえる拠点もあるわけで、そこに対して、じゃ、どこ
まで拠点整備を市としてするのかというのは、その都度になるんでしょうけど、その線引
きが非常に難しくなるのかなと思うんですけど。

○ 小林博次委員

個々のやつは書いてないもんな。欲しいんやけど、書くとややこしいから書いてないんやろうな。

○ 杉浦 貴委員長

届け出制度イコールセンターへの登録というふうにならないという形にしたわけですよ。前は、登録制度やもんで、それをセンターに登録するとかなんかそんなような話になっておったやつが、届け出制にして、案件検査で資金なんかは個別に審査すると。

そうすると、センターをつくった、センターの利用の仕方というところがどういう形になるかという、ただし、何か活動しようとしていてところは、そういうところがないとうまくいかないですよ。当初はそうは考えていなかったかもわからんけど、何か活動しようとして、じゃ、何かに登録するのかなんかようわからんですけど、そこへ提案するなり何なりというようなときに、とっかかりをどういうふうに持っていくかというのもちよっと考えなあかんのかなと。

○ 芳野正英委員

僕の整理は、やっぱり小林委員もおっしゃるように、確かに個別のこれからの活動の中で、このNPOとか、この市民活動の中では、やっぱりこれは支援していきたいという部分もあると思うんですよ、その個別の活動拠点というふうに。

ただ、13条でいう活動拠点の整備というのは、ある程度、大きくりの地区市民センターですとか、なやプラザの拠点の整備ということを念頭に置いて、例えば、今、自治会の建設補助金があるみたいな形のを、いずれ、例ですけど、もし、NPO活動なんかでもいろんな要件を立てて、こういう条件のNPOなら個別の活動する拠点整備に、例えば150万ぐらいとか、建設費の10分の1ぐらいとか、補助を出しましょうというもし制度をつくったとしても、それはこの14条の財政的支援に当たるのかなというふうに考えているんですよ。

要は、13条というのは、ほかの条例を見ていても、大体大きくりの活動センター的な支援整備に主眼を置いて条文をつくって、現実、どの市でも今市民活動センターとかつくっていますけど、大体それが13条の項目なので、その先にある個別の活動に対しての拠点の整備というのは14条としての活動整備で、13条には当たらないというところを、条文上もう少しいじって明確にしたほうがいいかもしれませんけど、複数の団体が利用する施設を

整備しようというのが13条というふうに整理したほうがいいかなと思うんですけどね。

○ 中村久雄委員

ちょっと、大体、見えてきました。

要は、僕はこの拠点というのを、その活動拠点というのをそういう大きくりの活動拠点と個々の点在するNPO団体のその活動という部分にも誤解を、そごが生まれるからはっきりそこは明示したほうがいいじゃないかというふうにおっしゃったというふうな話でした。小林さんがおっしゃるように、この13条の文言は十分今のなや市民センターをイメージした市民の四日市の活動拠点の部分を整備しようということにも確かに読めます。ここをはっきり……。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員

そのとおりで、おっしゃることわかりまして、ただ、そうやってこの人数の中でも誤解が生じるという部分を踏まえたら、この13条のこの文言の中に、市民協働の活性化のため、この活動拠点というところを、市民活動の拠点というふうに文言を入れたらそういう誤解は招かれないんじゃないかなというふうなことを提案いたします。

○ 杉浦 貴委員長

市民活動の拠点となる施設というような文言にしてはどうかという。

○ 小林博次委員

そうすると、疑問に思っているところがそれで入ってしまうわね。市民活動の拠点となるということになると、個々のやつを入れようかということになるかわからへんでしょう。意味がちょっと変わってくる。

○ 中村久雄委員

その個々の部分は、その事業の中でそれが必要かどうかという部分がまた含まれることもできるかなというふうに思いますので、ここでは活動拠点と、市民活動の拠点というの

ははっきりうたったほうがええかなと。こういう大きな条例の条文の中であつたらここにこういうのがあるのに、何でうちの団体がそこに入らへんのやというふうなイメージでとられる感じなのかなというふうなことを思います。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

提案です。13条、市民活動の拠点となる施設というふうにしてはどうかというご意見が出されました。

○ 小林博次委員

個々に使ってもええ、個々に使える拠点。

○ 杉浦 貴委員長

そうですね。

○ 豊田政典委員

個々のやつは14条で考えるという芳野さんの整理でいいと思うんですけど、中村さんの修正もいいと思うんですけど、わかりやすくするためにタイトルを変えて、もう決めちゃって、市民活動推進センターの整備にすればはっきりするんじゃないですか。

○ 杉浦 貴委員長

題名をね。

○ 豊田政典委員

タイトル。

○ 小林博次委員

そのほうがわかりやすいわな。

○ 杉浦 貴委員長

市民活動推進センター。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

例えばね。タイトルを変えてはどうかという。

○ 小林博次委員

わかりやすく言うたほうがええよ、活動拠点の整備。わかりやすく言うとな。

○ 杉浦 貴委員長

今、2案ほどこの13条の打開案が出されておりますが、ほかに何かこうしたらどうだというようなご意見がもしございましたら。

(なし)

○ 杉浦 貴委員長

そうしましたら、原案のままというのと、それからタイトル、市民活動推進センターの整備というようなタイトルでわかるように、条文の中の後半部分、市民活動の拠点となる施設の充実を図るものとするというような、この三つでご意見をお聞きするというような、もうちょっと議論したほうがいいでしょうかね。どうでしょうか。

○ 芳野正英委員

私ももし修正をかけるとすると、私は逆に条文の中の市民協働の活性化のため、複数の団体の活動の拠点となる施設の充実というのもいいかなと思っていたので。

○ 杉浦 貴委員長

複数。

○ 芳野正英委員

複数の団体の、要は個別の団体への支援じゃないよということを明記するのであれば複数の団体の活動の拠点となると、そこまではっきり明示したほうが誤解がないというんやったら、そういう形のほうがいいかなと思うんですけど、これだけでもその理念というか、条項の補助の説明がありますよね、何でしたっけ、そういうの、何て言うんやたっけ。

(発言する者あり)

○ 芳野正英委員

逐条解説で書けばいいのかなと思ったんですけど、どうしてもわかりにくいというのであれば、そういう文言に変えたらどうかなと。

○ 小林博次委員

わかりやすく整理すると、こういう条文になると思うんやわな。

○ 芳野正英委員

だから、逐条解説のところに複数の団体の拠点となるセンターを整備しますというように形で逐条解説を入れてもいけるかなと思うんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

新たなご意見が出まして、後半のところに複数の活動の拠点。

○ 芳野正英委員

複数の団体の……。

○ 杉浦 貴委員長

複数の団体の、ごめんなさい、団体という、こういう意見も出てまいりましたが、いかがでしょうかね。

挙手して決めていくしか仕方がないかなみたいな感じで思っておるんですけど、ちょっとなんか挙手して決めていくのには、ちょっと余りええことないかなとか思うんですが、よろしいですか、前に進めるために、いずれかで、これで四つになるわけなんですけれど

も、四つの中でやっていこうということで決めさせていただいてよろしいです。

○ 笹岡秀太郎委員

もう一つ加えたい。

13条の括弧書きのところの活動拠点の整備やけれども、意見として、整備を充実にしたらどうか。活動拠点の充実、そういう意味でいうと、活動の拠点となる施設の充実じゃなくて、活動の拠点となる、活動の拠点を充実、活動拠点の充実を図るものとする、もっと簡略に。活動拠点の充実を図るものとする。施設というハードのイメージじゃなくて、今、小林さんが言われたイメージの中にはいわゆる空間というのもあろうかなと、例えば、一部のここを利用するみたいな。そういうのも包含しておいたほうがええのかもわからんなどという思いがあると、施設というくくりよりも、活動拠点の充実を図るとすると、ちょっとただぼやけてしまうけどね。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

皆さんお聞きのとおり、活動拠点の充実という、このタイトルのところですけども、そういう案でどうだというご意見も出ました。

どれからいこうかなという感じですけど、まず、条文を変えたほうがいいんじゃないのかと、タイトルではなくて条文を変えたほうがいいのではないかと思われる方とそうじゃない方にわけようかなと思います。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

すみません、変なこと言うて、どうぞ。

○ 樋口博己委員

条文を変えるか変えないかという中には、逐条解説でうたうよということ踏んで変えないということでもいいですよ。

○ 杉浦 貴委員長

そうです。原文のままやという方の中には、当然逐条でやるよと、細かいことは、逆に、条文を変えても逐条の中でまた再度うたい込むというものもあると思いますので、そうしましたら、条文を変えるべきだと思われる方の挙手をお願いします。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

条文そのものを変えるべきやと、わかりやすく。

(賛成者挙手)

○ 杉浦 貴委員長

お二人ですかね。ありがとうございます。

条文はこのままで行こうという方が大半でございましたので、そうさせていただきたいと思います。

そうすると、あと、タイトルについてどのようにしていくかと。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

これ、タイトルのところ。

○ 笹岡秀太郎委員

分かれとったん。

○ 杉浦 貴委員長

何、僕が何か誤解しておる。

○ 笹岡秀太郎委員

もう忘れたね。

○ 杉浦 貴委員長

タイトルが変わるということで理解しておったんですけど。

そうか、もう一遍言うていただけますかね。

○ 笹岡秀太郎委員

いやいや、意見の整理。進めて。

○ 杉浦 貴委員長

すみません。申しわけない。

そうしますと、条文はこのままでいくということで、あと、タイトルを変える、タイトルを変えるには、二つ出ておりました、……。

○ 小林博次委員

そのままでええの違うの。

○ 杉浦 貴委員長

三つ、ごめんなさい、三つですね。活動拠点の整備というのと、市民活動推進センターの整備になるんですかね、豊田委員、それでいいですかね。それと、活動拠点の充実という、そういう三つぐらいあるのかなと思うんですが、まず、挙手をお願いしますが、活動拠点の整備、そのままでいいのではないかと思われる方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○ 杉浦 貴委員長

6ということは……。

多数で、そうしましたらタイトルについてもこのまま、活動拠点の整備ということでいきたいと思っております。ですので、逐条解説の中に、今、たくさん出していただきました意見を入れ込んでというか、きちっと説明をしてやっていきたいと思っておりますので、13条

についてはこれで終わりたいと思います。ありがとうございます。

そうしましたら、ちょっと早いですが、半まで休憩させていただきたいと思います。予定としては3時半を予定しておりますので、エンドをね。すみません、よろしくお願いします。

14 : 17 休憩

14 : 30 再開

○ 杉浦 貴委員長

それでは、2時半になりましたので、進めたいと思います。

それでは、次が第14条でございます。

財政的支援ということで、前回のときにお示ししたのが、これも簡単な条文になっておりますが、市民協働を促進するため、市民活動団体に対し、予算の範囲内で基金の整備等の財政的支援をするように努めなければならないという、そういうような文章になっております。

方向的には大体いいのではないかというような感じで理解はしておるんですけども、今、お手元に行っています資料1の財政的支援のところについては、大分、いろんな意見がお出しいただいておりますので、この条文をコンクリートしていく中で、ここはどうだ、あそこはどうだということで議論をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 加納康樹委員

いろんな議論もあってこういう形でそぎ落とされてきているので、こういう形の集約でいいと思うんですが、前回も多少問題になっていましたし、私としても違和感が残っているのは、この予算の範囲内というこの文字が要るのかどうか、ここだけだと思うんですが。

○ 小林博次委員

それは要るわな。

○ 杉浦 貴委員長

予算の範囲内でね。

○ 杉浦 貴委員長

すっきりと財政的支援をするというふうに変えたほうがいいんじゃないかということですね。ありがとうございます。

今、一つ、ご意見をいただきまして、前回も出ておったようではけれども、予算の範囲内という、そういう文言は要らないのではないかということでございます。

これは、何か、そのような感じがしますけれども。

○ 小林博次委員

ないほうがええな。

○ 杉浦 貴委員長

ほかにごじますでしょうか。

○ 豊田政典委員

今までずっと議論してきたポイントの一つは、団体に対して際限なく、もしくは曖昧な形で補助されるのはどうかという議論があったと思うんですよ。今の予算の範囲内だというのも削除すべきだと思うんですけれども、あわせてどういうときにどういう金が出るかというのが、あんまりにもそぎ落していくと条例が読み取れなくなってしまうと思うんです。それは逐条解説でも、別の形でもいいんですけど、この場である程度議論して決めておかないといけないなという考えがあって、例えば、さっきの拠点のことにしても、どういった内容まで許されるのかなというところとか、あるいは支援の意味合いとして、前回も申し上げたしここにも書いてあるんですけど、文言で言えば、市民活動団体に対していうと、団体補助じゃないかという議論が残ってしまうと思うので、そうじゃなくて、さっき森委員も言われたように、受けた事業に対しての補助だと限定するのであれば、団体という言葉が消して市民活動に対しという、団体を消したほうがいいんじゃないかということ。あとは、支援の内容をある程度我々で合意して、明記して、残したほうがいいんじゃないかなと思うんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

市民活動団体に対してというところ、1行目のところ、これはやはり活動に対する支援というふうな形ですべきではないかというご意見ですし、どこまで、制限というか、限界というか、何というんですかね、リミットというんですか、そのあたりについての議論をやっぱり深めたほうがいいのではないかということも含めて、市民活動に対してということとすべきではないかというご意見です。

ほかにいかがでしょうかね。

○ 笹岡秀太郎委員

今、挙げたの、全く同じ内容でしたので、以上です。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 小林博次委員

僕も全くそれでいいんやけど、あと、基金制度そのものがこれから整備されるわけですから、この文言を少し補強したほうがいい、基金の整備でなくて、基金制度を整備し、財政的支援をするようなほうがいいのではないかと。

○ 杉浦 貴委員長

基金のところを、基金制度の整備という……。

○ 小林博次委員

基金制度を整備し、財政支援をするよう……。

○ 杉浦 貴委員長

制度を整備しと、こういうふうにしたらどうだということですね。

○ 小林博次委員

理事者のほうは黙っておるけど、どんな……。

○ 杉浦 貴委員長

部長、どうですかね、ここら辺のところ。

○ 小林博次委員

あんたの銭ももらってええんやけど。

○ 杉浦 貴委員長

行政としての、よろしく部長お願いします。

○ 佐野市民文化部長

基金制度というふうなことになるますと、ずばり申し上げて、四日市市がつくる基金制度なのか、それとも市民活動グループを含め、市民がつくる基金制度なのかという二つのやり方があるだろうというふうに思います。例えば、今、私どもが内部で話し合いをしております内容からいきますと、先ほどから皆さんがおっしゃっているように団体に対する運営の支援というのは基本的にはしないでおこうというふうに考えています。

つまり、その団体が何かをやっていくための事務所とか建屋というものも、これはやっぱり支援はできないだろう。ただ、その人たちが、市がやっている事業をやってもらう、もしくは、市がそれはいいですねという事業をやってもらう上で必要な、例えば先ほど言った拠点が必要であれば、それも含めて支援をさせていただくということは当然あり得るだろうというふうに思います。

現在のところ、ご承知のとおり、NPOの方々の中で、いわゆるNPOを支援するNPOというふうな形のものが現在つくられようという動きもございますので、その辺も市としては眺めながら、見ながら、いわゆる市が基金をつかって、そこに市民の皆さんがお金を入れていただいて、それをまた市が委託のような格好で渡すのがいいのか、それとも、市もその基金にお金を出させていただいて、NPOならNPOのためのNPOが運営される基金というものを育てていくような形の支援をさせていただくのがいいのかについては、まだ、はっきり申し上げて結論は出ておりません。

○ 杉浦 貴委員長

今の部長の意見に対して何かございましたら。

○ 杉浦 貴委員長

ちょっと一つ質問、今ちょっと最後のところが気になったんやけど、その基金を使う、NPOになんか限定したような感じのふうに分かたんだけれども、NPOのために基金を整理するNPOみたいな、そんなことではなかったの、今。

○ 佐野市民文化部長

委員長のおっしゃるNPOという意味が、いわゆる地縁団体のことを考えてみえるのかどうかちょっとわからないんですけれども、現在、四日市市でそういう計画がなされているように私は聞いているのは、あくまでもNPOさんの集まりであり、その中には地縁団体も入れる入れないという議論があるようには聞いていますけれども、まだ、はっきり固まったものではないですけれども、そういう組織ができ上がってくれば、市がそれに対して何らかの支援というものを考えなければいけないのではないかという議論はございます。

○ 杉浦 貴委員長

ここでいう、いわゆる自治会とは違うこと、要は団体のあれを言ってみえるということ
でいいんですね。

いや、そのとおりだと思うんやけど、NPOのことを言っている……。

○ 佐野市民文化部長

もうずばりお話を申し上げて、現在、四日市NPO協会という方々がNPOさん方を集めてささえあいのまち創造基金というNPO組織を立ち上げようというふうにしてみえるという話がございます。

これは三重県の支援を得て、現在、一般財団としてその動きが動き出しているというふうに分かたございます。その中には、この方々の話を聞けば、行く行くは地縁団体の方々も仲間になってほしいんだと、企業の人、当然行政にも仲間になってほしいんだというふうなお話が出ておりますので、その辺を私どもは視野に入れているということでございます。

す。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

そんな動きもあるというようなことで、それも頭に入れていただきまして、この財政的支援のこの条文、ほかにご意見等、ございますでしょうか。

○ 川村高司委員

どうしても、これは地方交付税的な、頑張った地方自治体はもらえないけれども、言い方は悪いですけど、ずぼらな地方団体には国からもらえる。NPOとかでもいろいろあって、自立できないNPOが本当に、これも何回も言っている話ですけども、そういう財政的支援を受けなければボランティア活動なりNPO活動ができないのであれば、それは活動自体を改めるべきであって、安直に行政が手を差し伸べる、だから、この運用が非常にデリケートなものになってくるとは思うんですけども、その辺の精査する機能が果たして行政サイドにあるのかなのかという部分がまた一つの問題点になってくる。なので、全てを性悪説で語るつもりは毛頭ないんですけども、この辺はさらに慎重にしないと、ある意味、税金の使途が拡散していく状況になるのではないかというのを老婆心ながら。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

いわゆる活動の中身というか、それをどのように……。

○ 川村高司委員

あくまでもNPOなりボランティアというのは自立であって、要はこの草抜きは私らが無償でやりますわという人たちもいれば、いやいやこれだけやったので……。

○ 杉浦 貴委員長

頂戴よと。

○ 川村高司委員

というのは、非常にデリケートな問題であって、善意を、それこそ無駄にしかねないことにもなりかねないし、非常に慎重に計らわないととは思いますが。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

○ 芳野正英委員

今の川村さんの指摘は確かに、もうずっと前から川村さんもおっしゃられていますし、その活動自体が、ずぼらなという表現をされましたがそのとおりで、やっぱり進んでいないNPOに対して支援をしていくという方向ではないと思うんですね。

むしろ、NPOの場合は、ここの14条でも個別の財政支援をうたうのも、やはりその審査は必ず必要やと思うんですよね、中身の。例えば、笹川なんかである多文化共生の問題なんかは、じゃ、例えば、NPOとか、今、住民のほうでもNPOをつくろうかといってちょっと一部が動いていますけど、どうしてもお金を生み出せないNPO活動、だけど、今まで市がやっていた部分を地域でおろしてやっていこうかという発想のときには支援も必要かなと。そういうときは、やっぱり個別の審査になるのかなと思うので、そういうのは、やっぱり財政的支援、14条のチェックというのをどうするかというのが重要になってくるのかなというふうには思いますので。

○ 杉浦 貴委員長

この財政的支援のところの中身のところは絡んでくるわけですよね。何でもかんでもお金を出したらええというわけではないよということになるとイエス、ノーの部分が出てきて、そこら辺についてはもうちょっと今、芳野委員にお話しいただきましたけど、そのあたりについては何かお考えあります、ざっくりとしたというか。

○ 豊田政典委員

条文についてはシンプルな、小林委員が言われたようなところの修正でいいと思うんですけど、改めて考えていて、例えば、事業の内容が市の事業をアウトソーシングして委託みたいな形をとるというケースがあるじゃないですか。そのときには、委託費は当然払いますよね。それとは別に財政的支援って何なのかなというを考えていて、今までの議論を

思い出してもなかなかすっきりしないんですけど、僕の頭の中が。どうなんかな、何なのかなと、わからなくなってきたんですけど。例えば、拠点の話で、拠点もこっちに考えるんだったら、前の原案にあったようなセンターの使用料を減免するとか、そういうのはわかる、ここまではわかる。それ以上に基金をつくって財政基盤を持っておくんだ、それもいいんですけど、財政的支援ってどういうパターンなのかよくわからなくなってきたんですけど、申しわけない、忘れていただけかもしれませんけど。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

豊田さんが一番最初に意見を出されていた、ペーパーで出していた、委託業務だけと違うかという委託業務条例みたいな、ああいうのがありましたよね、考え方が。多分、市のほうは、行政のほうは、今現在、協働ということで支出している部分みたいなものもありますよね。把握しようと思ったら、把握できる。新たに切り出してくる部分ってありますよね、市民協働、新しい公共ということで新たに切り出してくるもの、ばってんするものもあるんでしょうけど、そういうものの一塊みたいなものがあるって、それが今の金額、出している金額よりも多いのか少ないのかちょっとわかりませんが、そういう一塊があつて、そのほかに今、豊田さんが言われておった自分たちが何か活動しようと思ってやっていくやつ、市に申請してくるとするか、登録してくるとするか、申し込んでくるみたいな、そういうものの塊も当然ないといかんで、それと、その委託がついてる新しく切り出したやつも含めたやつとの合算がこの支援の、もっとあるのかもわからんですけど、合計になってくるのかなというのが……。

○ 豊田政典委員

なるほど。

○ 杉浦 貴委員長

僕の個人的な考え方ですけどね。

○ 豊田政典委員

ありがとうございます。

記憶が少しよみがえってきたのが、今までの議論で、大きく大別して二つあると、委託型のやつ、それから、提案されて採用されるやつ。提案採用型のやつについて、確かにすばらしいし、公共性もあるので補助金を出しましょうかと、そういうやつですよ。二つある。それを、網羅してこの文章になっている……。

○ 杉浦 貴委員長

のではないか。

○ 豊田政典委員

のではないか。そう理解すればこれでいいですけど、条文は、とりあえず。

○ 小林博次委員

これ、ここでは、市民協働を促進するのにどうしてもお金があるので、とりあえずそのお金の入り口と出口、基金制度というのは民間でつくってくれるのなら、さまざまな方法で入り口は民間で考えてもらう、これは行政側も必要なものは入れていく。その基金制度から支出していくと、こういうやり方がええよと、こんなことを14条で規定する。あとは、その基金を、お金をどうやってもらうのか、どうやって支出するのか、これは規則できちっと決めておかないと大変ですから、そういう作業は銭出して行政側が一步踏み出してもらって、やっぱりかなり協力してつくっていくとまずいやろうかと、傍観者では困ると、こんなような感じやと思っておるんやけどね。

今までも話に出ておったけど、市民活動をやっていくのに足の遅いのもおるし、それから、もう全然崖っ縁をよう登らんやつもおるわけやん。全然要らん活動かというところでもなくて、入り口が大変な思いをする活動というのはいっぱいあると思うのね。それでも必要な活動であれば、基金、お金を出したりするときは、勝手に上がって行って滑って落ちてくるやつはええんやけど、報償金でも少しくれや、何か財政支援くれというときは、それをきちっと審査して必要な分の何%かを差上げると、こんなようなことになるのかなと、こんなふうに思っているんです。

行政側が、例えば、直接金を集めて出すとなると、地方自治法で自分たちできちっと配るシステムをつくるしかないんやけど、これが民間の団体やとかなり緩やかな対応ができる。行政側は今、平均人件費1000万の職員でやるよりは、指定管理者のほうが1割ぐらい

安くできるなどこのスタイルをとり始めた。これを正しいと思っていないんやけど、やがて営利を目的にしない、だから営利を目的にする団体に委託して1割しか下がらんよりは、営利を目的にしない団体をお願いしてもっとコストを下げている、こんなことがどうしても必要な時代に突入しているというふうに思うので、その活動を基金とかいうシステムをつくってそこからお金を出していくようなことをしようかと、こんなようなことが集約点かなと思うんやけど。

だから、ここはあんまり細かい規定というよりは、むしろ、入り口、出口は別の規定を設けてもらう方がスムーズに行くのかなと。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

このお金の中身、基金とか、いろいろほかにも方法があるわけですけど、私も基金ではないかと思うんですけども、ほかに、いやいや基金じゃなくて、違うやり方があるのと違うかというような、そんなところはございませんですかね。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

前に出ておるの。

何%条例だ、何だかんだということが、寄附金がどうだとか、いろいろあるかと思うんですけど、要は、とにかくお金としては基金としてプールした上で動いていくという、そこら辺はもうこれでよろしいんですかね。

○ 豊田政典委員

それでいいと思うんですけど、この議論というのは、条例をつくったけど財源がなければできへんやないかということで、それ専用の基金を組んだらどうだという議論をしておいたと思うんですよ。だから、ふるさと納税であれ、1%条例であれ、たまってきたやつを、そのための基金をつくる。さっきの部長の話については、全く関係のない話だと僕は思って聞いていたんですけど、何ちゃら何ちゃらがつくろうが何しようが関係なくて、市が新たにつくる基金のことを我々は議論しているわけで、わかりやすく小林委員が言わ

れたような、基金が今ないもので、専用の基金を整備しという言葉を入れたらどうだということですね。それでいいと思う、入れるべきやと思うんです。整備するなどして、財政的支援を行うよう努めなければならない。

○ 小林博次委員

官ですか、民ですかはまあ別にしてね。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

大体、煮詰まってきたなと思うんですけれども……。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

煮詰まって出していただいているのに、煮詰まっておるよくだというようなことを言っておったらあかんでということ。

14条、ちょっとこれでいかがでしょうか。ちょっと読ませていただきます。市は、市民協働を促進するため、市民活動に対し基金制度を整備し、財政的支援をするように努めなくてはならない。これでよろしいですかね。もう、皆さんの意見を全部入れたという……。

○ 山口智也委員

それでいいんですけれども、確認なんですけれども、前回までの流れの中で、あえて2項目の1%条例的なものを外したというこの経緯、理由を、しっくりまだ来ていないものですか、ここだけちょっと押さえないなと思うんですけれども。

○ 杉浦 貴委員長

これは、どういう議論になったんですかね。多分、個人市民税やと……。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

ようけいっても百四、五十ぐらいかなと。そうすると、1億5000万ぐらい。だから、多分全然足りないのではないかと、今現状で、多分、市がそういう市民協働的なもので動いているような金額というのは幾らかはちょっと集計してもらっているところですけども、やっぱり全然足りないんじゃないのかということ、コアとしてそれを固めるという考え方はあるかと思えますけど、基金として中身を議論する中で決めたらいいのではないかと、というようなことではなかったんやろうか。

○ 山口智也委員

そうすると、この基金の中に市民からの寄附金であったりとか、そういうのも当然含まれているという理解ですよね。

ただ、一つちょっと気になるのが、寄附文化の醸成というところ辺が今後大事なことになってくると思いますので、逐条解説になるのかちょっとわかりませんが、そういったニュアンスをやっぱり盛り込んでいくことも、ちょっと頭の中に置きながら進めていくというのは大事かなというふうに思います。

以上です。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

基金の中身、基金の制度をきちっと、寄附文化やらそういったものも全部入れ込むような形で逐条解説して、その中で制度がきちっとできれば、恐らくその辺も理解していただけるのではないかと思いますので、そのような形でやっていきたいと思えます。

ありがとうございます。

○ 加納康樹委員

今、委員長がおっしゃっていただいた言葉、細かくはよう再現しないんですけど、ぜひ、ちょっとお願いしておきたいのが、豊田委員はそういう発言をされていたんですけども、基金制度の整備など、等、ここの言葉だけ放り込んでほしい。など、等らは残しておいてほしいなど、それがさっき今、山口委員がおっしゃったようなところにも微妙につながる話になるので、限定はしないような条文にしておいてほしいなどというのがあります。

○ 杉浦 貴委員長

基金制度等。

○ 加納康樹委員

等、など、これだけは残しておいてほしいと。

○ 杉浦 貴委員長

を整備しということですか。ありがとうございます。そうですね。

じゃ、14条はそういうことでお願いしたいと思います。

○ 豊田政典委員

条文はそれでいいんですけど、先ほど申し上げたように、小林委員も言われたように、入りと出があるじゃないかと。入りのほうはこれでいいと思うんですけど、出るほうを、どんな活動に対してどんな金が出るかというのは、別建てでつくるか、もしくは詳細を詰めるまでに、詳細を詰めるのかここかどこかわかりませんが、意見を出し合って決めておくべきだと思うんですよ、制度設計の根幹ですから。これは今じゃなくてもいいんですけど、今やってもいいんですけど。お任せします。活動拠点も含めてね。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

この活動拠点、財政的支援と、今からちょっと取り込もうかなと思っている促進委員会、この性格なんかもどういうふうにしていくかというのがすごい関係してくると思うので、結論が出るかどうかわかりませんが、第15条の市民協働促進委員会について議論をしていきたいと思います。

これが、市民協働の促進に関する必要な事項を審議するというので、促進委員会を置くということになっています。2項目で、市の諮問に対し、協働の促進に関する重要事項を調査、審議し、市長に意見を述べることができるというような、あとは人数であったり、任期であったり、そんな形でなっています。10人で2年ということです。

今の各活動というか事業の案件審査と資格審査みたいなものが絡んでくる、この委員会

でやるのか、別途の形でやるということも可能だとは思いますが、その辺のところも含めていかがでしょうかね、この市民活動委員会。これもかなり資料の①の中でいろんなご意見をいただいて、これは結構重いのかもわからないですけど、いかがでしょうか。

○ 小林博次委員

大体これで集約されておる。簡潔。

あと、人数が10人でいいのか、2年の任期でいいのかというのが、まだ、正確な2行にはなっていなかったと思うんですけど。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員

とりあえず置いた数字で。

○ 杉浦 貴委員長

いわゆる金に絡むところでありますので、案件審査とそれと絡んで資格審査も、でお金がオーケーになるみたいな部分のところは、基本的には、先ほども話に出ましたけれども、市のほうから切り出してくるいろんな事業なりそういったものの、いわゆる要件なり資格なり、いろんなものが事業によって違うと思いますので、そこでふるいにかかるというような感じに大半みたいな形になるんでしょうかね。だから、それやとこの委員会にそういう案件なんか全部がば一っと流れ込んできてというようなことではないという、そういう理解でええのかどうかという部分なんですけどね。ちょっと、私がすごい気になったというか、この委員会のあれを見て。

ただ、市民側から提案してくる活動内容については、どこかで受けてもらわないけませんので、その窓口はどこになるのか、ちょっと、よくわからんですけど。その合算からいくと、もう既に条件とかそういうのは決まっています、その中できちっと審査が行われるものとそうじゃないものがあるのかなど。それで、その二つしかないのかどうかがよくわからん、もっといろんな種類があるのではないかと思うんですけどね。そんな単純なものではないような気もするし。

○ 小林博次委員

こんな単純なものやることないやろう。

○ 杉浦 貴委員長

ただ、僕、細かいこと。

○ 小林博次委員

委員を10人選んでおいて、行政側が選んで、そこでさまざまな問題を審査して答えを出していくというやり方がワンクッションやわね。その意見を受けて市のほうが何かやる時は、また自分たちの意思が反映されればいいわけやろう。市民団体のほうは市に申し上げて、市のほうから委員会に諮ってもらえばいいわけやから、勝手に動かしたりということとはできやんの。

○ 杉浦 貴委員長

推進会はもっと大所高所から見ていて、意見を投げてというような感じになるのかな。

○ 小林博次委員

これでええのと違うかな。

○ 杉浦 貴委員長

推進委員会の理解も含めて、それは違うんと違うかと、こういうものではないのかというようなことも含めて、ご意見いかがですかね。

○ 豊田政典委員

今考えられることとして、大きいのは委託型のやつの委託先を審査する仕事がありますよね。それから、団体提案型のやつで、それを審査するというのがありますよね、認めるかどうか。もう一つは、ここに書かれていないのが、行政側が外に出すとかいうところで、余り少ないと指導してもらおうとか、つまり、名前がこれだとすれば、協働促進委員会だとすれば、市民協働が促進されているかどうかというのを全体的に見渡して、その現状に対して広く考えてもらう役割があると思うんですよ。そういうのを最初あたりに入れるのが、

やっぱり入れる必要があるんじゃないかなと思う、市民協働の現状を見てね。まさに、促進するという役割。

○ 杉浦 貴委員長

促進状況をチェックするみたいな形。

○ 豊田政典委員

そうです。この三つぐらいが考えられるかなと。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

委員会の資質として、今、豊田さんも言われましたけど、上から目線ではないですけど、協働の活動状況を全般的に見るということがまず一つあって、それで、ほかにもうちよつと細かいことがあるかもわからんですけど、それについて市のほうへ提言もし、やるというような基本的な役割というか、これはもうやはりそういうことでよろしいんですかね。

○ 小林博次委員

役員の任命は要らへんかい。どこが任命するのか、行政やと理解しておいたらいいか。

○ 杉浦 貴委員長

促進委員会というのは、市長の何かになるの。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

市長の諮問にって何かね。

○ 小林博次委員

そうか。じゃ、市やな、オーケー。

○ 杉浦 貴委員長

それで、これは市の委員会……。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

市がつくってもらおうという、になるという。

(発言する者あり)

○ 小林博次委員

指名せんのにしゃべっておるやない。

○ 山下市民生活課長

失礼いたしました、市民生活課長の山下でございます。

これでいきますと市長の諮問にということになっておりますので、当然のことではありますが市長が諮問しますので、市の諮問委員会ということになって条例設置でされると。答申を受けて、それで市のほうでまた答申を尊重しながら決定をするという形の流れになるというふうに思います。

以上でございます。失礼しました。

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

委員会の性格としては市の委員会ということになるということでございます。市から諮問をいただくというような形になっておる。

ナンバーファイブまであるわけなんですけれども、先ほど豊田さんのほうから現状をチェックするような役割もここへちょっと書き込むとか、いろいろ先ほどございましたけど、ほかに何かこういうことも入れておかなあかんのではないかとか、これは必要ないんじゃないかとか、人数も含めて、任期も含めて、何かご提案があれば、いかがでしょうかね。

○ 小林博次委員

書いてあるとおりでええよ。

○ 杉浦 貴委員長

書いてあるとおりでよろしいか。

○ 小林博次委員

シンプルにまとまっておるで。

○ 樋口博己委員

豊田委員が提案されたところは、今のお話やと、これはこの条例に書き込むという意味でおっしゃってみえるのか、それとも逐条解説か何かで盛り込もうという話をしてみえるんですかね。どっちなんですかね。

○ 豊田政典委員

僕が言ったのは条例に書き込むべきだということを言ったんですけど、修正案で2項に似たようなやつがありますが、これではちょっとはつきりしないので、もうちょっと変えたほうがええん違うかなと。述べることができるでも弱いし、諮問に答申するだけじゃないん違うかなという気がするんですよね。諮問になくても言ってもらわなあかんの違うかな。

○ 杉浦 貴委員長

この2項というか、意味的には同じような意味があるのかなと思うんですけども、どこか、もうちょっとはつきり書くということやと、ちょっと、例えば修正して、チェック機能とかそっちの方向の機能を強くうたうとか、そんなような。まあ、これでもええような気がしますけど。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

受け身ちゃ、受け身ですね、確かに。

○ 小林博次委員

金を出したほうが、やっぱりあちこちで言わないかんだろう。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

書き方が違うな。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

ここのところ、いかがですかね。ちょっと書き方を変えたりもできるわけですがけれども、この第2項のところそういう役割はうたわれているというふうに考えるか、もう少し具体的にというか、もう少し強く書いたほうが、表現も含めて、いいのではないかとか、いかがでしょうかね。

○ 森 智広委員

表現はわからないんですけど、やはり届け出と審査という2段構えというのがやっぱりあるので、届け出のところだけ出ている、審査の部分が条例に一つも出てこないというのはちょっとあれかなとは思いますが。審査機能を持っているという部分もあるし、先ほど、豊田委員がおっしゃったように統括的というか、監視する……。

○ 杉浦 貴委員長

それを書いたほうが……。

○ 森 智広委員

書いたほうが、2段構えがはっきりするなというのは思うんですけど。

○ 杉浦 貴委員長

森委員のご意見が出ました。もうちょっとやっぱりはっきりすべきではないかということとであります。

これも挙手でええでしょうか。

○ 小林博次委員

どうやって修正するの。

○ 杉浦 貴委員長

ちょっと修正案が今すぐに浮かびませんので。

○ 小林博次委員

あと15分。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

あと15分しかないので。

ちょっとお時間いただいてもよろしい。

(発言する者あり)

○ 杉浦 貴委員長

もう次回でいい。

一応、大勢的にははっきり書いたほうがいいよねということで、その2項についての中身については次回、決着させていただくということで、基本的にはこれでええよということで、人数も含めて、2年とか、そのあたりも含めていかがでしょうかね。とりあえず仮ですけど。後で何とでもさせていただく部分はありますので、15条も仮にこれでコンクリートさせていただくと。来週、つくらせていただいて提示させていただきますけれども、

それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 杉浦 貴委員長

ありがとうございます。

それじゃ、そういうことで、次回に15条の2項のところについては詳細をご報告させていただくということでお願いをいたします。

あと、もう18条ぐらいまであるわけですけど、ちょっともう時間もあれですので、15まで来ましたので、本当にありがとうございます。

最終は18条まであるんですかね。16条が情報公開及び説明責任というのと、17条は条例の見直しと、18条が委任というようなことになっていまして、この辺も次回もお時間をちょっといただきながらやりたいと思いますので、また、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、あと今後の日程につきまして3日間ぐらい、11月7日、それから27日、1月30日ということで、また年末年始になりますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

○ 小林博次委員

ここの運営について、7日の日の委員会で15条の積み残しと16から18条まで。これ、審査は15、16で、16だけで終わると思うので、あと、27日のその次の機会に逐条解説みたいな、何かそういうたたき台ができればそれを出してもらって、ちょっと意見交換しておいたほうがいいんじゃないのかなと、僕は思うんやけど。

○ 杉浦 貴委員長

出させていただきますように、させていただきます。

とりあえず、27日ぐらいですね。

○ 小林博次委員

27日ぐらいまでに、2週間あったらよろしいわな。

○ 杉浦 貴委員長

一つずつの中身の説明みたいなね。

そのような形でさせていただきたいと思います。

○ 小林博次委員

それで、解説をつくるのに、正副委員長と行政側とちょっと打ち合わせをしてつくってもらわんと、金出さんと言っておったらあかんてな。3億ぐらいやると言うてるのに、1億5000万で遠慮してもあかんし。だから、ちょっと解説をつくるのに詰めてほしいんやけどな。

○ 杉浦 貴委員長

次回の7日の日には、今、行政のほうで市民協働ということでどれぐらいのボリュームが出ているかと。それで、中身もいろいろあると思いますので、それも分けたものをお出しさせていただきたいと思います。

それを見ていただきながら、委任型のもとになる部分だと思いますけれども、それと、あと、市民から持ち上げてくるやつ、盛り上がってくる、それを制度的にはどうやってしているのかというのはちょっと考えないといけないと思いますけれども、その辺も次回に、お金、全体の話やら、市民から持ち上がってくるやつをどうするかみたいな部分もご意見いただけたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でよろしいでしょうか。

(なし)

○ 杉浦 貴委員長

ちょっと早いですが、きょうは終わりたいと思いますが、ありがとうございました。

15：20閉議